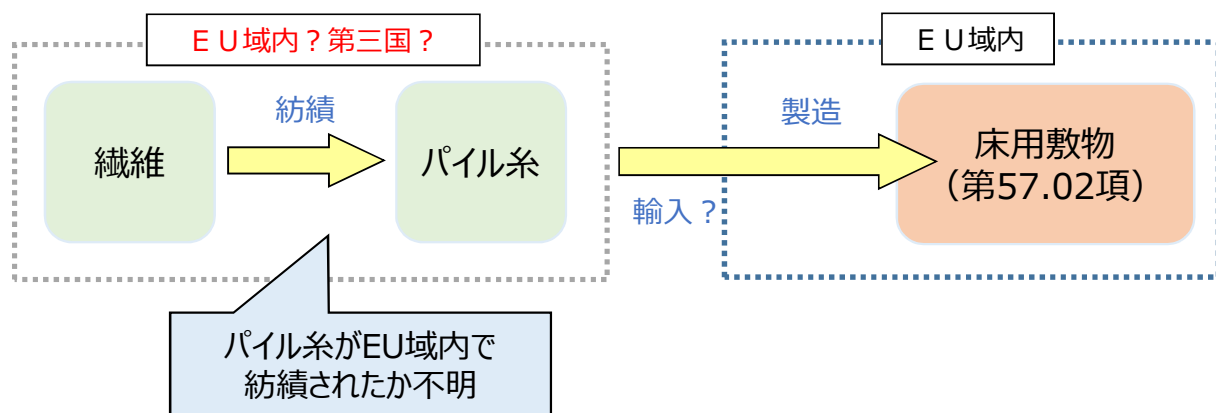


産品名	床用敷物	HS番号	第57.02項 (HS2017)
協定名	日EU協定	特惠符号 (申告時の原産品申告書等の記載)	C1 (関税分類変更基準を満たす産品)
品目別原産地規則	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織若しくはタフティングとの組合せ		
概要	材料及び製造工程を確認したところ、EU域内において床用敷物を製造しているものの、材料のパイル糸がEU域内で紡績されたものであるか不明なため、当該産品が品目別原産地規則を満たすか否かを判断できない。したがって、日EU協定上のEU原産品とは認められない。		



品目別原産地規則を満たすための要件

EU域内にて「天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績」と「製織若しくはタフティング」の2工程がされたものであることが必要